

入 沢 村 覚 書

秋 澤 繁

(人文学部・史学研究室)

Notes on the Village of Irisawa

Shigeru AKIZAWA

はじめに

享和3年(1803)徳川幕府は、その掌握する諸国郷帳に記された郷村名の読み方について、調査方を諸大名に命じた。土佐国郡村仮名付帳⁽¹⁾は、この時土佐藩が調整・提出したもので、その高岡郡の項に、次の如く、入沢と云う村があった。土佐国高岡郡入沢村、それは枝郷とは云え幕府郷帳にも登録された近世行政村落である。

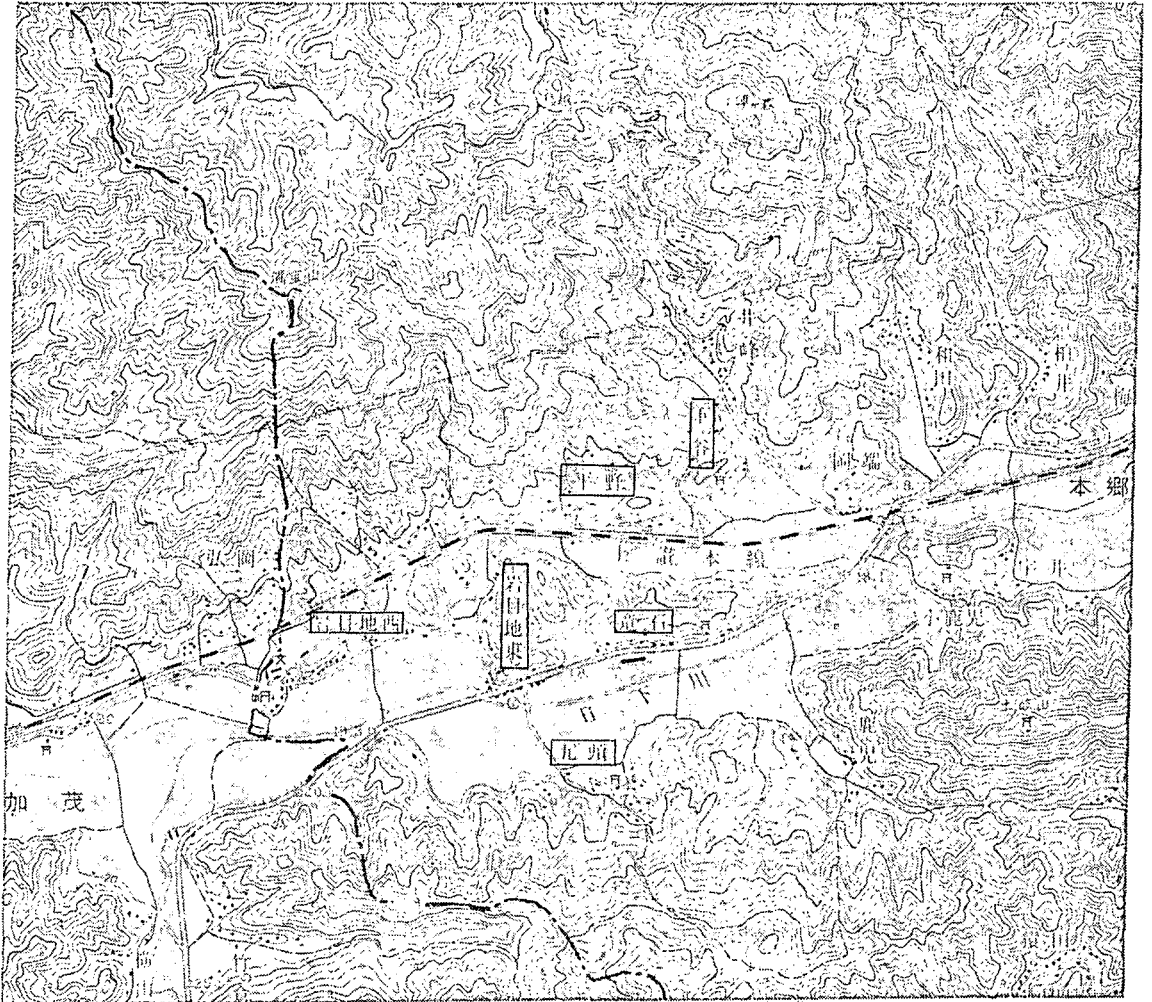
	日	下	村	
日下村枝郷	江	尻	村	
右同断	入	沢	村	
	九	頭	村	
	岩	目	地	村

入沢村が、現高知県高岡郡日高村西部の加茂地区(下の谷・龍石・平野・岩目地東・同西・九頭)、昭和29年合併以前、明治町村制下の加茂村東部域(平野・岩目地・九頭)に存在した村であったことは確実である。この地域は、東流して仁淀川に注ぐ日下川が形成する加茂、日下両盆地の中間、南北の山地が迫った地狭部に位置し、その低地は、常時浸水地の宿命を今に至るまで負わされた土地柄である。(第1図参照)

旧村落は、南北の丘陵性山地・小溪谷の縁辺部に沿って展開し、近世村としては、日下川北岸の岩目地村、南の九頭村よりなっていたことは、周知の事実である。そして入沢村は、この両村域内の何処かに実在したはずの近世村であるが、その所在・性格などにつき、最近の日高村史(昭和51年)、加茂村誌(同52年)共にふれる所なく、また現地の人々の間でも、判然たる記憶は失われているのが現状である。

大正4年、御大典記念加茂村誌⁽²⁾(以下、旧村誌)は、「古来、本村ハ加茂・岩目地・九頭・入沢ノ四村ヨリナリ」と「古来」即ち近世の入沢村に云及するが、同時に「入沢ハ現今ノ入沢ノ部落トハ全ク異レバ、茲ニ之ヲ附記ス」と註し、また当時の村内行政区劃(大字)と近世村との関係につき、平野・岩目地が岩目地村、九頭が「元ノ九頭村及入沢村ノ一部」と指摘しながらも入沢村全体につき語るところがない。更に半世紀を経た現在では、いわゆる「現今ノ入沢ノ部落」すら定かでないのである。

小稿は、旧村誌の云う「現今ノ入沢ノ部落」及び「古来」の入沢村の所在確認を第一の目標とし、併せてその歴史的系譜をたどる過程で提起された若干の問題点につき関説するものである。



第1図 日高村西部現在図 (1/25,000)

- (1) 南路志統編稿草44・45. 東大史料編纂所蔵. 以下, 東大関係史料は, 全て高知県史編纂室架蔵の写真版による.
 (2) 旧加茂村役場蔵. 現北添清美氏保管.

I

近代の村内行政区劃として入沢の名を認め得る最後は, 明治14年11月から同22年3月に至る龍田村の時代である. 同20年6月加茂・龍田両村連合の伝染病予防組合同規約(旧村誌所収)は, 次の如く述べている.

予防組合 加茂村ヲ三組ニ分ツ
 長竹部落 本村部落 弘岡部落
 龍田村ヲ三組ニ分ツ
 入沢部落 平野部落 九頭部落

ここに登場する6部落の内, 入沢を除く5部落は, 同22年4月両村合併により発足する加茂村の

行政区劃であり、いずれも地域的まとまりをもつ大字名である。即ち、連合伝染病予防組合の各組は、大字を単位として設けられたものと考えてよい。さすれば、龍田村に入沢なる行政区劃が存したことは確実であり、その所在は、加茂村段階の大字でこの規約に認め得ない唯一の字名＝岩目地を比定するのが自然であろう。旧加茂村岩目地、現日高村岩目地東・西の旧称が入沢であり、恐らく加茂村発足と共に改称されたものと思われる。大正4年旧村誌が、「現今ノ入沢ノ部落」としたのは、当時行政的呼称としては消滅しながらも、慣習的呼称として入沢の名が現地で使用され続けていたからであり、旧村誌と同じ年に建てられた同地区青年団植林記念碑に、「加茂村岩目地・入沢青年団造林地」⁽¹⁾とあるのは、これを支証するものと云えよう。

龍田村は、同11年12月以降の郡町村制下の岩目地・九頭・入沢の三村が合併して出来た村である。またこの三村が、廃藩後めまぐるしく変る区制、大小区制下を生き延びた近世村の系譜に連なることは言うまでもない。では龍田村大字入沢が、近世入沢村であろうか。否である。同12年10月高知県土佐・阿波両国図によれば、日下川北岸に岩目地村、南岸に九頭・入沢両村を併記しており、その入沢村は、明らかに龍田村入沢とは異なる位置にある。後者は、比定した現在位置及び改称名よりして、岩目地村に属さなければならないのである。同10年土佐国第8大区6小区岩目地村全図⁽²⁾は、近世岩目地村が、その東部にあって、一部現日高村井峰地区を包含し、西部では、日下川南岸に及んでいることを示しているが、村域を南北に走る大字境界線により二分されている点、特に注目される。(第2図参照)⁽³⁾この境界線をはさんで、東が平野、西が入沢ではないかと思われるが、原図には大字名の記載なく、確定し難い。しかしこの推測の妥当性は、文政5年(1822)岩目地村庄屋本添与五郎調整の本田根居が証するところである。

「天正十八年庚寅年地検帳并元禄六酉年検見帳ニ引合改正」された本帳は、同村に属した本田及び「天明四辰年御改新本地」をそれぞれ平野村、入沢村両村に二大別して記している。また一筆毎の字名を検するに、平野は現下の谷、龍石、平野地区に井峰(岡端)の一部を加え、入沢は、現岩目地東・西に日下川南岸九頭西部の若干を加えた地域を指し、両者の境界線は、ほぼ先述の岩目地村全図に合致するのである。本田19町7反余、新本地3反余からなるこの岩目地村入沢は、同村西部をカバーする村内小村であり、龍田村大字入沢は、この継承であった。そしてこの入沢村が、問題の近世行政村落入沢でないことは明らかである。

ところで、享保初年成立の土佐州郡志⁽⁴⁾は、当時の岩目地村につき、次の如く記している。

東限久坂村、西限賀茂村本越坂峰、南限九頭村界江川、北限能津山半、戸凡七十余其土蒼黒。

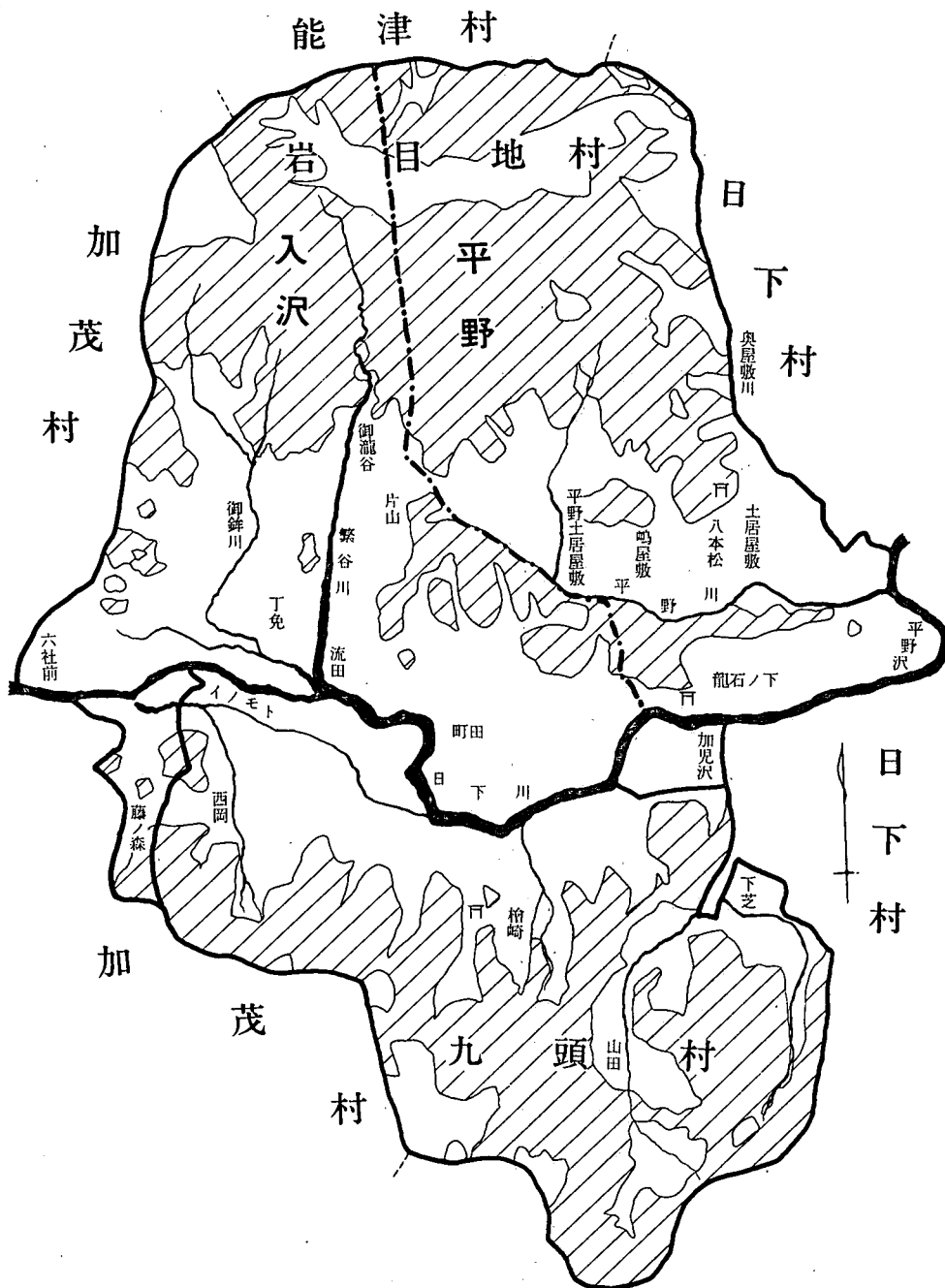
平野村	在本村西。
重成谷	在平野西。
入沢村	在重成西。
藤之森	在入沢南。
等々坂	自平野至重成通路。
本越坂	入沢、至賀茂村通路。

山川

賀茂川	
平野川	
重成川	
入沢川	(下略)

これによれば、岩目地村は、本村、平野村、入沢村と云う村称をもつ三村と重成谷、藤之森両地区よりなっている。この入沢村は、文政～明治初年の入沢から、東の重成谷(現繁谷)及び南の藤之森を除外した範囲の村で、岩目地村西端、入沢川(現御鉾川)流域の地称であり、ほぼ現在の岩

目地西地区に相当するものと思われる。他方、当時の平野村も文政以降の村域から東の本村（現下の谷）を除外した地称であり、享保～文政年間に平野、入沢の地域概念は拡大、岩目地を二分するに至ったものと思われる。なお、州郡志寺社の項によれば、同村現存寺社17の内、法蔵寺、随正院、六所権現、御鉾権現など9は、入沢に属し、これが岩目地村内の有力小村であったことが判る。（第1表参照）



第2図 岩目地村・九頭村全図（明治10年）

以上、大正初年「現今ノ入沢部落」と旧村誌が記した入沢なる地称が、近世行政村岩目地村内小村を継承するものであり、龍田村大字入沢を最後に明治20年代初頭に消滅したと、その所在は、当地域西北部、現岩目地地区にあったことを述べた。一方、問題の行政村入沢が、「現今ノ入沢ノ部落トハ全ク異」とした旧村誌の証言は、上記の位置的・行政区劃上の検討よりみても正しく、その探索は、別途なされねばならない。その前に、論を進める必要上、長宗我部地検帳に認められる入沢村を検討してみよう。

第1表 区 劃 の 変 遷 (行政村入沢の所在)

地 検 帳	<p style="text-align: center;">入 沢</p> <p>六 入 重 平 岩 岩 九 藤 桧 西シ 所 沢 成 野 目 目 ノ カ ハ 入 沢 地 地 頭 森 崎 コ 沢 岩目地 九 頭</p>
慶 寛 長 文 郷 村 帳 数 帳	<p style="text-align: center;">岩 目 地</p>
州 郡 志	<p style="text-align: center;">岩 目 地 九頭(入沢)</p> <p>藤 入 重 平 本 本 桧 加 之 沢 成 野 村 村 木 古 森 沢 谷 谷 村 崎 谷</p>
本 田 根 居	<p style="text-align: center;">岩 目 地</p> <p>入 平 沢 野 (入沢)</p> <p style="text-align: right;">九 頭</p>
加 茂 村	<p>岩 平 九 目 野 頭 地</p>
日 高 村	<p>岩 岩 平 龍 下 九 目 目 野 石 の 頭 地 地 野 石 谷</p>

- (1) 北添清美氏の御教示による。所在は、日高村岩目地御龍谷の山林中。
- (2) 日高村・佐川町学校組合教育委員会蔵の一村全図並切図差出帳所収。以下使用する史料で、特に註記しない分は、全てこの旧加茂村役場文書である。
- (3) 本図は、岩目地、九頭両村の各全図を合成したものである。なお、本図以下の作製にあたっては、同研究。室玉井力氏の全面的な御協力を得た。

(4) 緒方宗哲編, 高知県立図書館蔵. 同館高橋史郎氏によれば, 本書は宝永年間の庄屋差出を原材料としているようである.

II

長宗我部氏によるこの地域の検地は, 天正18年(1590)5月に着手, 一時期中断の後, 同12月に完了した. その成果は一冊の地検帳にまとめられ, 原本及び元禄写本が現存している⁽¹⁾. 近世土佐藩の土地帳簿類の中で, 地検帳の占める役割には決定的なものがあり, 記載各筆の字名・地積は, 地租改正まで殆んど動かされることなく, 必要に応じて書写・書抜きが行われ, 多種・多様な帳簿類となったのである.

ところで, 地検帳に認められる入沢の地称は, 次の如く, 三つの重層的地域概念として捉えることが出来る. 第2表は, 高岡郡九頭・入沢・岩目地地検帳に於ける村付けと村高(地積)との関係を中心に表示したものである.

第2表 地検帳の村と在地領主の支配関係

村	村 付		支 配 関 係 名 謂 [※]		
	小 村	地 積 (町・反・代・歩)	尾 川 分	能 津 分	三 宮 分
入 沢	六 所	1. 6. 47. 5	1. 1. 21. 2	0	0
	入 沢	11. 2. 02. 4	1. 4. 27. 4	1. 24. 2	0
	重 成	5. 1. 17. 5	1. 08. 4	0	0
	平 野	7. 7. 30. 4	35. 0	5. 09. 3	1. 4. 45. 4
	計	25. 7. 48. 0	2. 7. 42. 4	6. 33. 5	1. 4. 45. 4
岩 目 地	岩 目 地	12. 7. 14. 1	7. 1. 32. 5	4. 7. 37. 5	2. 00. 0
	岩 目 地 奥	2. 4. 40. 5	3. 35. 0	0	0
	計	15. 2. 05. 0	7. 5. 17. 5	4. 7. 37. 5	2. 00. 0
九 頭	九 頭 藤 森 松 崎 西 カ シ ハ シ ハ 沢				
	計	29. 4. 01. 1	3. 9. 02. 2	0	6. 46. 3
	入 沢 総 計	70. 4. 04.	14. 2. 12. 5	5. 4. 21. 4	2. 3. 42. 1

※ 尾川村=近沢氏, 能津村=能津氏, 日下村=三宮氏は, 中世以来の近隣有力領主である。この外, 当地域には, 佐川城在番衆を中心とした給地, 長宗我部氏直分がある。

(1) 小村付けに入沢村と明記された, 最小かつ狭義の入沢.

ムロノ内大道ノ西

一. 壹反

出 拾五代三分
上

入沢村 フモト分

久武内蔵介給
与二郎扣

この村は, 11町余, 屋敷10, 寺堂2よりなり, ヲクヤシキ, ムロノ内, 中川原(ヤシキ), クイノモト, 町免, 観音堂(職)など現存字名に確認出来る如く, 東は繁谷川(重成谷)より西は加茂村境に至る村域をもち, 現在の岩目地西地区から, 六社の前周辺を除外した地域にはほぼ相当する.

土佐州郡志の入沢村は、これに地検帳六所村を加えたものである。

(2) この地域を三分した場合で、(1)にその枝村六所・重成・平野の三ヶ村を加えた入沢。

検地終了時点で付せられた表題に「九頭・入沢・岩目地地検帳」とあり、これに対応して本文段落も、「是より九頭の村」、「自是岩目地」と区別し、また村付に「同村(入沢村)シケナリ村」、「入沢ノ内平野村」とあることによる。25町余に及ぶこの入沢村は、現岩目地東・西に平野を加えた地域で、文政～明治初年の岩目地村入沢より東方に拡大しており、15町余の地検帳段階の岩目地村を圧倒している。適確な史料を得ないが、この入沢村こそ、長宗我部氏の行政単位として機能した行政村ではなかったかと思われる。ともあれ、かかる三村併立の状況は、近世山内氏治下でも認められる所であり、この入沢村がそのまま近世行政村落入沢に連続するかの如く見えるが、先述の如く、それは無理であり、(1)を包含した(2)の入沢村に接続するのは、岩目地村内の小村入沢なのである。

(3) この地域全体を包括する汎称としての入沢。

これは、地検帳内題に「土佐国高岡郡入沢地検帳 合天正拾八^庚年五月十^〇日」とあることによる。地検帳における表題と内題の関係、或いは各段落と村付との関係は複雑であり、これだけではいささか根拠薄弱の感を免れ得ないが、就封直後の山内一豊が、深尾重良に与えた佐川領1万石の宛行状⁽²⁾は、これを支証するものである。即ち、この宛行状によれば、佐川領に編入された入沢村は、「入沢村」のみで42町あり、これに「尾川分入沢村」2町7反47代余を加えると44町7反47代余となり、(1)・(2)の地域概念では把え難い地積を示しているのである。長宗我部氏より接收した地検帳に基付く知行割において、これを説明するのは、本帳全体の地積70町余を入沢村と理解する以外ないのである。

以上、地検帳から帰納される三つの地域概念の内、(1)・(2)が、岩目地村小村入沢に連結することは、明らかである。では、行政村入沢は、如何にこれらとかがわかるのであろうか。節を改め、みてみたい。

(1) 原本は高知県立図書館蔵であるが、虫損・脱落が激しく、その部分は、旧加茂村役場文書中の元禄5年写本によった。

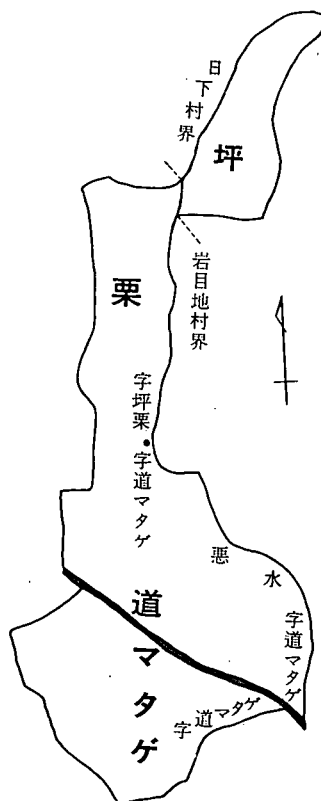
(2) 『梅の薫』及び『佐川町誌』所収。この地域は、筆頭家老佐川深尾氏領の東部境界域である。

Ⅲ

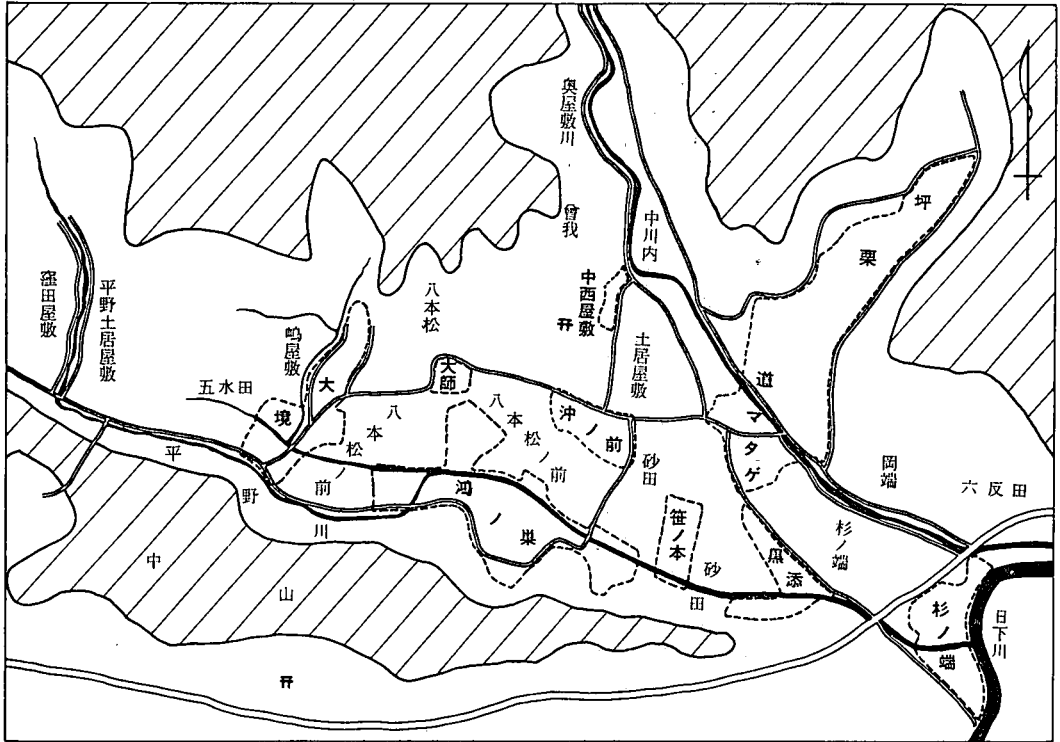
明治14年11月8日、高知県令田辺輝実の布告甲第251号は、この地域における近世村三村の最終的消滅を伝えるものである。

高岡郡ノ内、岩目地・入沢・九頭村ノ名称ヲ廃シ、三村合併ヲ以テ自今龍田村ト改称候条、此旨布達候事⁽¹⁾

以下、同10年前後の史料を中心に、廃村直前の入沢村につきみてみよう。なお、廃藩後の当地域



第3図 入沢村全図A (明治10年)



第4図 入沢村全図 B (復元)

は、高岡郡第五区(同4年9月)、第11大区第6小区(同8年4月)に編入され、同11年12月の大小区制廃止により、14年11月龍田村発足まで、旧三村が再び登場していたのである。

同10年、11年県権令より戸長・百姓中に出された地租仮納仕訳書をみるに、いずれも岩目地村と九頭・入沢村とに二分され、別途示達の形式をとっており、まず九頭、入沢両村の密着性が注目されるのである。しかし両村の村勢には、かなりの懸隔があり、例えば、同10年分地租金勘定調では九頭村の畠43円87銭9厘、田173円20銭6厘、計217円8銭5厘に対し、入沢村は、畠89銭7厘、田85円59銭5厘、計86円49銭2厘である。また同11年分田方税仮納仕訳書でも、九頭村の元田方米102石4斗4升8合に対し、入沢村の元田方米及び余田入沢分の合計は、40石6斗7升8合に過ぎなかった。

特に注目すべきことは、同11年2月地租改正に伴い作製された地位銓評惣代委任状をみるに、その連署・連判者即ち地主は、九頭村が同村住民38人、日下村19人、高知1人、計58人であるのに比べ、入沢村は、日下村33人のみであり、唯一人の入沢村住民も登場しないのである。また同九年、九頭・入沢村専務戸長尾崎護郎の両村神社取調届は、石地蔵まで記載する詳細なものであるが、その総数19は全て九頭村内にあり、入沢分は皆無である。路辺の石地蔵1つなく、地券交付を受けた農民も居ない入沢村とは、何物であろうか。次にこの奇妙な村の所在、形態につきみてみたい。

同10年8月、第6小区戸長岡林宜延が、県権令小池国武に提出した「一村全図並切図差出帳 岩目地・九頭・入沢村」なる図帳がある。これは届書及び村絵図からなり、後者は、岩目地、九頭両村については、全図と切図があるのに対し、入沢村は、全図のみで切図を欠き、また末尾収録の道路元標図(仮称)も岩目地村と九頭・入沢の二葉に分れ、独自の入沢村図はない。届書でも確認されるこの地図編成は、入沢村の特異な地位を反映するもので、まず、岩目地、九頭の全図(切図)

又は元標図を接合する時、両村は完全に当地域をカバーし、入沢村の入るべき余地のないことに気付くのである。(第2図参照)では入沢村全図とは、何であろうか。

第3図⁽²⁾に明らかな如く、その実態は、道マタゲ、坪栗の僅か2字名に表示される地域にすぎず、その所在は、岩目地東部奥屋敷川(現井峰川)流域にあり、日下村に近いところである。ただこの全図は、先の地租金額、元高米に比し、余りにも狭小すぎる感も否定し難い。この点については、同21年調「一筆限絵図面牒 高知県高岡郡竜田村岩目地分」が手掛りを与えてくれる。

同帳所収の切図で、岩目地分東部の各字を検するに、嶋屋敷、八本松ノ前、砂田、土居屋敷の字界に、「旧入沢村飛地」が散見されるのである。即ち、前出2字の外に、岩目地村東部に飛地が存在していたのである。しかし龍田村全域にわたり編成されたはずの同帳に欠本があるため、飛地の字名及び所在を知ることは出来ない。この欠を補うのが、大正初年加茂村調の「一筆限地図 九頭・入沢」及び日下・加茂両村大図⁽³⁾(仮称)である。

切図集である前者の目次をみるに、まず九頭分の字名20に1~20の番号が打たれ、続いて無番号の九頭より岩目地、日下への飛地が記され、最後に入沢分が付せられている。入沢分は、九頭分と同じく、番号のある部分と無番号の飛地に分れているが、1番道マタゲを除き、日下村への飛地=中西屋敷、岩目地村への飛地=沖の前、大師、大境、鴻巣、笹ノ本、黒添、杉ノ端は、無番号である。道マタゲを中心とし、8字の飛地を併せた計9字、これが、加茂村大字入沢である。また切図各葉にみられる地番は、道マタゲ1~10番を起点とし、左廻りにこの字順を追い、杉ノ端105~137番に至り終っている。この様に、入沢分が、九頭分と同じ編成をとり、独立の地番を有することは、本図の原本作製が九頭、入沢両村併立の時期、即ち地租改正時にさかのぼることを物語っている。この字名・地番は、地租改正により成立した土地台帳のものである。しかるに、同10年入沢村全図に登場した坪栗が認められず、また地番も11~42番を欠いているのは不思議である。この疑問に答えるのが、同21年12月龍田村惣代より県に提出された新村造成地所組替願である。

新村即ち翌22年4月発足を予定された加茂村と日下村の境界確定に関するこの願書は、「日下村境界犬牙ノ如ク区域判明ナラザルニ依リ」旧岩目地村丸田・塩田、旧九頭村船戸・弁次、旧入沢村道又ゲ・坪栗・中西屋敷の一部につき、「日下村ト境界取替え協議相整候間、自今日下村所轄に御組替え御許可相蒙度」願出たものであり、許可されている。日下村へ編入された旧入沢村地番は、道又ゲ11~29番、坪栗30~39番、中西屋敷40~42番で、完全に前記欠番を埋めている。これらは、いずれも井峰川左岸の土地で、同川を以て、日下・加茂両村の境界としたことは、記憶に新しいところである。加茂村で調整された本図に欠番が出来、全字日下村へ移った坪栗の名が消えているのは、町村制発足時の境界変更理由があったのである。

第4図は、前出の字に坪栗を加えた計10字よりなる入沢村を、日下・加茂両村大図の上に復元したものである。

ここに現出した入沢村とは、岩目地村東部(現平野・下の谷・井峰)に所在し、その村域内にありながらも別箇の行政単位として扱われた村である。またその形態は、唯一の連続的二字道マタゲ・坪栗地区を本村域とした飛地の集合体であり、各字間には岩目地村の字或いは同字でも岩目地村所属の土地が介在し、限定域内ではあるが、散在的である。図示し難いので割愛したが、岩目地村タブノ本は、入沢村杉ノ端にあり、入沢より岩目地への飛地の中に、更に岩目地村飛地が存在すると云う複雑な様相を呈しているのである。地目は、猫額大の島と坪栗、杉の端に若干の宅地があるのを限れば、殆んどが田である。杉ノ端地区宅地は、明治新道開設後のものと思われ、残る坪栗も同22年日下村への編入により入沢の地称を失っている。その特異な形態と併せ考える時、近世村入沢の記憶が失われたのは、故なしとは云えない。

以上、明治初期に残存し、同14年11月に消滅した近世村入沢について、その諸様相を検討した。

明らかにそれは、同22年3月龍田村解消まで存在した岩目地村小村入沢とは、全く異なるものである。両者は、行政上の位置付のみならず、所在における東と西、形態上の分散と統一、規模の大小など、あらゆる点で対蹠的であった。後者の歴史的系譜が長宗我部地検帳に求め得ることは既述の如くであるが、前者については如何であろうか。岩目地村域内にありながら、何故、九頭村と一括され、またこの様な飛地の集合村が設定されたのか。

以下、近世史料を中心に、入沢村の追跡を続けてみよう。

- (1) 高知新聞明治14年11月10日条、東大明治新聞雑誌文庫蔵。
- (2) 原図は、方位及び河川名記入において誤りがあり、修正した。
- (3) 日高村役場蔵。大正期、河川改修事業の際作られた図のようである。なお、旧加茂、日下各村別大図は、所在不明。

Ⅳ

まず入沢村が、近世村として有した行政的位置付けをみてみたい。その場合、幕府とかかわる郷帳、知行目録類と藩内史料は、一応分けて考える必要がある。

近世後期の入沢村が、日下村枝郷として郷帳に登録されていたらしいことは、既述の如くであり、確かに元禄・天保の両郷帳⁽¹⁾は、その通りである。村高は、元禄=43石、天保=48石2斗とある。これは土佐藩固有の1反=1石制に基付くものであるから(以下、同)、地積4町3反乃至4町8反10代の村である。従って、この村は岩目地村入沢よりはるかに小さいこととなるが、行政上のランク付けは高いのである。しかし、元禄以前の対幕史料では、入沢村及び九頭村は登場しないのである。

第3表の如く、慶長郷帳⁽²⁾及び寛文村数帳⁽³⁾に認められるこの地域の村は、岩目地村のみであり、その反畝歩制で表現された地積乃至石数は、微少な差を除けば長宗我部地検帳に合致することから、地検帳上の入沢・九頭両村は、岩目地村の中に一括、埋没したことになる。地検帳上の地積の規模は、九頭・入沢・岩目地の順序であり、先述の如く、就封直後慶長6年知行割段階では、入沢を以てこの地域を代表する村名としていたのが、慶長10年(1605)郷帳差出時より、岩目地村に替えられたのである。この間の事情は不明であるが、元禄以降の村高が、常に岩目地・九頭・入沢の順で小さくなっているのは、藩初の岩目地村への統合が関係するものと思われる。この様に近世入沢村は、元禄郷帳まで対幕関係史料には現れず、以後、一貫して日下村枝郷とされていたのである。

第3表 郷 帳 村 高 の 変 遷

(換算石数)

	地 検 帳 (天正18)	慶 長 (同10)	寛文(村数) (同4)	元 禄 (同16)	天 保 (同5)	明 治 (同3)
入 沢	25.7.48.0 (代)	/	/	日下村枝郷 43.000	日下村枝郷 48.200	}
九 頭	29.4.01.1	/	/	138.594	161.194	
岩 目 地	15.2.05.0	70.4.2.07 (畝)	704.090	530.245	582.925	
計	70.4.04.3 (704.090)	70.4.2.07 (704.223)	704.090	711.839	792.319	711.839

しかるに、正に元禄郷帳作成と関連して作られたと思われる高岡郡本田新田地払帳（以下、地払帳）⁽⁴⁾には、次の如く、九頭村と併記、村高も合算された形で記されているのである。

一地百八拾壹石五斗九升四合	九頭村 入沢村
内	
四拾三石	深尾数馬 知行
五拾七石式斗五升	横田又四良 同
四拾石	日根野弥五郎 同
四拾壹石三斗四升四合	御蔵知
ノ	
一地式石三斗九升七合	同村新田
ノ	御貢物地
ノ地百八拾三石九斗九升壹合	本田 新田 共

複数村の併記・一括の形式は、同帳の記載例からみて、筆頭が親村、他がその子村（枝郷）たること明らかであり⁽⁵⁾、入沢村は、九頭村の枝郷の位置を占めていたのである。即ち、地払帳の九頭・入沢両村高（本田高）181.594石は、元禄郷帳の九頭村高138.59石に入沢村高43石を合算したものと完全に一致しながら、両帳の示す入沢村の行政的位置付けは、全く異なるのである。先述の如く、九頭・入沢の併記形式は、明治初年廢村段階にも認められるので、少くとも元禄以降の入沢村が、九頭村枝郷であった点は動かし難いが、更にこれを裏付けるのが、庄屋配置である。道番庄屋根居⁽⁶⁾によれば、判明する最初の九頭・入沢村庄屋は浜口氏であり、同氏年譜に、「一初代太市右衛門儀、明和八卯年十二月九頭・入沢村先庄屋秀助右跡目他統請願出、右村庄屋役被仰付」とあり、以後、松岡、田村、吉本、中川、吉本と明治3年5月庄屋廢止まで続く各庄屋は、いずれも両村兼帯の庄屋であり、独自の入沢村庄屋又は日下村庄屋の兼帯を伝える史料はない。岩目地村内にある入沢村が、九頭と一括される理由は、ここにある。

この様な実態を前にする時、郷帳の示す入沢村の行政的位置は、現実を乖離していること疑いなく、改めて郷帳即ち御前帳の性格を考えさせられるのである。

では郷帳の云う日下枝郷入沢村とは、全く架空の創作であろうか。対幕差出帳とは、系統の異なる次の藩内郷村帳は、元禄以前にかかる史実の存在を物語っているのである。

一 千七百六拾壹石式斗九升	日下
一 九拾壹石	久佐賀ノ内
一 四拾三石	江尻
一 百三拾六石九斗五升	入沢
	是迄内
	九頭

「寛文七丁未九月土佐国七郡郷村石付」⁽⁷⁾と称せられるこの史料によれば、入沢のみならず九頭村も日下村枝郷とされており、両村の石数も元禄郷帳及び地払帳に直結する数値を示している。その後行われた行政系列の変更を、地払帳は正確に反映したのに対し、郷帳の方は、九頭村の独立段階で止め、以来幕末まで固定したものである。九頭村独立段階で、恐らく対幕差出帳が存在したものであるが、未発見である。

ところで、日下村、九頭村に属した入沢村にあっては、その村内状況を伝える史料は、皆無に近い⁽⁸⁾。寛保2年（1742）藩が各村庄屋に命じて録上させた郷村調査書⁽⁹⁾は、ほとんど唯一のものと云ってよい。これによれば、当時の入沢村は、村高43石、戸数7戸、人口32人、馬3疋、獵銃3挺であった。九頭村は、138.594石、38戸、190人、23疋である。

以上、近世村入沢の行政的位置付けを中心に、村勢の一端にふれたが、第Ⅲ節で復元した入沢村の所在・形態に関し、直接的に証することが出来ず、従ってその歴史的系譜にも云及し得なかった。この点、次節では、再び明治初年の史料を媒介とし、検討してみよう。

- (1) 元禄は皆山集9(県立図書館蔵)、天保は『近世郷帳集』(雄松堂マイクロ出版)。
- (2) 欠年土佐国検地高帳、皆山集69所収。本帳は、慶長10年幕府の御前帳徴収に際し作られたものであり、土佐藩では使用されなかった通常の石高を記す意味で貴重な史料であるが、抄録本のため、各村石高は不明である。
- (3) 寛文4年の朱印改に際し差出された帳で、正式名称は、土佐国知行高村数之帳。東大史料編纂所蔵。
- (4) 甲藤勇氏蔵。元禄12~14年頃のものと考えられる。村毎に給地・蔵入地・引地を記す藩内帳簿である。
- (5) 同帳の宇佐村と萩村・福嶋村、日下村と江尻村など参照。
- (6) 高知県立図書館蔵。
- (7) 南路志翼7所収、東大史料編纂所蔵。これが藩内史料たることは、「佐川領」の肩書や村順にあらわれている。
- (8) 土佐州郡志に独立村入沢の項なく、詳細に寺社・旧跡を扱った南路志も、村名・石高のみである。
- (9) 山内家旧蔵本(焼失)を平尾道雄氏が表出されたもの。土佐史談86所収。

V

先に復元した入沢村が、明治に入り突然編成されたものではなく、近世入沢村の系譜をひく村であることは、自明のことである。しかしながら、これを近世土地帳簿上にさかのぼらすためには、使用された地租改正以後の字名と近世のそれとの継受又は断絶関係を確定する必要がある。入沢村は、新田村でなく、明らかに本田を以て構成された村であるが、先述の如く、土佐藩における本田とは、地検帳上の土地の謂であり、字名もまた地検帳のものが、地租改正まで使用された。従って、ここでは、近代土地台帳・地籍図と地検帳上の字名の相互関係を、入沢村について検することが課題となる。この問題につき、絶好の材料となるのが、明治6年3月高知県第5区九頭・入沢村調の「渡部引替上地横貫帳」(以下、横貫帳)である。

これは、廃藩前、村内にあった馬廻渡部氏の給地49筆、5町1反余を旧帳簿より抜書した帳簿であるが、まず着目されるのは、前記入沢村の字名と同一又は類似の字名をすべて包含していることであり、当然のこと乍ら、それは地検帳上の字名であり、筆順もこれに従っている点である。地租改正条令発布直前に作られた本帳は、この様に近世的土地帳簿の最終段階を示すものであるが、他方、それ以後の改正事業にあって使用されたことも、次例の如く、明瞭である。

大谷
二番
九 一 地 老 反 四 畝 貳 步

新五十四番 七畝壹步
新五十六番 高七斗三合
貢米四斗九升貳合五勺
代金五円九拾銭

明治十年八月十八日須内又助方買地
日下村
須内源平

内

七畝壹步
新五十三番 高七斗三合
新五十五番 貢米四斗九升
新五十七番 代金五円九拾銭

右同村
坂本藤太郎

後出引例の如く、この大谷=1反4畝2歩は、地検帳の大谷=1反20代2歩の「代」表示を「畝」表示に替えたものに過ぎないが、頭書にみられる「二番」は、本帳の筆順、次の「新五十三番」~「新五十七番」は、次筆(三番)「同上」の「新五十二番」と共に、地検帳2筆の字大谷が、地

第4表 地租改正による字名の統廃合

一筆限地図 (大字入沢)		渡 部 引 替 上 地 横 貫 帳 (地検帳)	
字	地 番	字	新 地 番
道又ゲ	1 ~ 29	通マタケ カケカネ 堂後 ソテサキ 四反田 丸田 (一部)	7, 1~6, 8~10 11~17・22~26, 18~21, 27~29
坪 栗	30 ~ 39	丸田 (一部) 山ソへ山ブシ田分ニ不入 ツボクリ	30・34, 31~33 35~39
中西屋敷	40 ~ 45	中ヤシキ 西ヤシキ	40~42 43~45
沖ノ前	46 ~ 50	興ノ前大通ノ下	46~50
大 師	51	ヤスハノ前	51
大 境	52 ~ 65	大境大通懸テ 大谷 大法師道ノ下	58~64, 52~57 65
鴻 巣	66 ~ 93	コウノス 中ソウ カミハサ 篠之本北へミソカケテ 下サハ	66~70・75, 71~74・78~79 76~77, 81・85~93, 82~84
笹ノ本	94 ~ 96	中ノツホ	94~96
黒 添	97 ~ 104	クロソへ 山ノ下	97~103 104
杉ノ端	105~137	杉ノハナ ハシノ本 ワタセノ本	107~137, 106 105

租改正により、52~57番の新地番を付せられたことを物語り、「九」は、九頭村又は九頭・入沢村の略と解せられる。この様な横貫帳の字と新地番を、地租改正後の土地台帳＝一筆限地図のそれと対照させたのが、第4表である。ただ、煩を避けるため、「大谷」、「同し上」の如きは、全て「大谷」に一括した。

一見して明らかな如く、横貫帳の新地番は、80番を除き、復元に使用した一筆限地図の地番と合致し、従って、前者の26字は統廃合され、全て大字入沢の10字に吸収されているのである。天正検地による確定以来、近世を通じて使用され、不動のものと観念された地検帳上の字名の多くは、近代への変革に当り、この様にして死滅したのである。そして、このことから導き出される主要な結論は、入沢村＝渡部氏給地と云う史実であり、入沢村の散在的形態とは近世給地の散在性に基付くものであったのである。以下、渡部氏給地を手掛りとし、入沢村との明示を欠く近世土地帳簿類を検討、入沢村の変遷と特質を探ってみたい。

Ⅵ

渡部氏⁽¹⁾が、この地域に所領をもつに至った事情及び時期については、全く不明であるが、少くとも元禄2年(1689)以降廃藩まで、同一地域に同規模の給地を有したことが、元禄2年「御検地写 岩目地村分」(内容上、地検帳能津分を集計した帳なので、以下、能津分帳)、元禄の地払帳、文政5年(1822)御地検牒腰抜(以下、腰抜帳)及び先述横貫帳により判る。横貫帳以外にみられる給地高は、5町45代乃至その換算高50石9斗であり、その所在は、明治期史料より復元した入沢村である。

渡部氏給地5町45代を中心とする能津分帳の存在が端的に示す如く、渡部氏給地は、地検帳能津分即ち北接する隣村能津村の中世領主能津氏の旧領からなり、その散在性の淵源は、一円所領たる本領から他地域に進出した場合によくみられる中世所領の散在性に帰することが出来る。山内氏就封直後の知行割にあって、その依拠した地検帳に残る中世の所領の区分を、一つの知行割単位として採用したらしいことは、佐川深尾氏に与えられた尾川分入沢村=入沢村尾川分の表示からも窺えるのである。横貫帳から例示した字大谷は、腰抜帳及び地検帳では、次の如くである。

大谷	同村(九頭分)
一. 壹反貳拾代二分	渡部知行
大谷	入沢ノ内平ノ
一. 壹反 出廿代二步中	能津分

しかしながら、これを以て入沢村の歴史的系譜と特質が解明されたと考えるのは、早計である。即ち、能津分帳の本文書出には、「岩目地村 能津分」とあり、全能津分5町4反余が、元禄2年当時、岩目地村に属していたことを示し、また少し遅れる元禄地払帳も、岩目地村本田の内に、渡辺清大夫分知行50石9斗を記しているのである。この様に、元禄期の渡部氏給地は、行政村岩目地の管理下にあり、従って、これを入沢村とすることは出来ないのである。入沢村43石は、同じ地払帳に記された九頭・入沢村181石余の中に求めなければならない。そして、3人の給地と御蔵知か

第5表 村高と支配関係の変遷 (換算石数)

	郷村石村 (寛文7)	高岡郡本田・新田地払帳 (元禄12~14)		御地検牒腰抜 (文政5)	
	村高	村高	支配関係	村高	支配関係
入沢	久佐賀ノ内 43.000	43.000 181.594	(深尾数馬 43.000)	(52.867) 23.4.23.0 (234.460)	(余田分 1.48.2) (渡部 5.0.45.0) 5.2.43.2/
九頭	136.950		横田又四良 57.250 日根野弥五良 40.000 御蔵知 41.344		(181.593)
岩目地	595.613	530.245	深尾若狭 477.096 立石神領 0.280 渡辺清大夫 50.900 御蔵知 1.969	44.5.39.0 (445.780)	(佐川深尾領)
日(飛地) 下				2.3.42.2 (23.846)	
計	775.563	711.839		70.4.04.2 (704.087)	

らなる同村で、入沢村高と石数が一致するのは、深尾数馬（高知深尾氏）給地である。（第5表参照）近世後期から明治初年にかけて実在した入沢村の特質は、給人村たるところにあり、それ以前の入沢村もまた同性格である可能性を考えれば、村高、給地高の一致は、偶然とは思われない。文政5年腰拔帳及び同12年「高岡東郡九頭村本田地押之支」（以下、「九頭村本田帳」）が伝える高知深尾氏給地は、概観するところ、九頭村東端の下芝より西端イノ本に及ぶ大凡40筆の散在地よりなり、その形態は、渡部氏給地段階の入沢村に近い如く思われる。また入沢村が、九頭村枝郷として、九頭庄屋の管掌下に置かれるためには、この村域内にある高知深尾領は、いかにもふさわしい条件を具備し、渡部氏給地の入沢村よりは、はるかに本来的な入沢村の様に思われるのである。では、何時、どの様な形で、両者の継受は行なわれたのであろうか。

文政5年腰拔帳と同12年九頭村本田帳を比較する時、時期的に近接した同じ九頭村本田高に、5町2反43代2歩の差があることに気付く。本田高を固定していた土佐藩では、信じ難いことである。しかしこの問題は、両者の集計部分を比較すれば解決される。

（腰拔帳）

一同貳拾三町四反貳拾三代勺才 九頭村
 壹反四拾八代貳歩勺才 余田分
 内 五町四拾五代 (渡部出吾郎 知行
 渡部小平次
 拾八町壹反貳拾九代四歩
 内 拾三町八反廿九代四分御蔵入分
 四町三反 深尾弘人殿知行

（九頭村本田帳）

ノ地拾八町壹反貳拾九代四歩
 （荒・屋式・田・畠省略，以下同）
 右之内
 一地四町三反 深尾弘人殿知行

（略）

一同拾三町八反貳拾九代四歩
 日根野
 横田 上知
 谷村
 御蔵入

（略）

両者の差は、腰拔帳が、余田分及び渡部氏給地を村高に入れたためであり、その合計が5町2反43代2歩である。この部分が、藩より下付された九頭村本田帳において除外されているのは、それが厳密な意味での九頭村本田ではないことを示す。これに対し、九頭・入沢村庄屋代田村達吾の編成した腰拔帳では、九頭村の外、彼の管掌下にある地域、即ち入沢村をも把える必要があった。元禄期岩目地村に属していた渡部氏給地は、腰拔帳成立の時点で、余田分と共に九頭村枝郷入沢村となり、旧来の高知深尾領入沢村は、九頭村の中に解消したと考えられるのである。（第1、第5表参照）

(1) 御侍中先祖書系図帳（県立図書館蔵）によれば、同氏は、山内氏入国時、200石で召抱られた馬廻で、寛文以降、250～150石の給地を有している。

おわりに

大正初年、旧加茂村誌が指摘した「全ク異」る二つの入沢村は、たしかに近世社会に存在した。一つは、この地域を三分した場合、その西北部を指す地域概念として把え得る入沢で、地検帳上にその歴史的系譜を明確に有する入沢村である。しかしながら、この村は近世の行政単位としては、独立の行政村として位置付けられず、岩目地村内西部の小村に過ぎない。この村について、特に問題はない。

今一つの入沢村は、前者と異り、幕府郷帳にも登録された近世行政村であるが、その実態は、散在的な給人地の集積村であり、独自の村域を有したとは云い難い給人村である。その直接的系譜は、近世初頭の知行割にあり、しかも文政5年を境としてそれまで九頭村域内の高知深尾領を指す村称＝入沢が、岩目地村東部域の渡部氏領を意味する様に変化しているのである。入沢村、それはさまよえる村である。またその所在は、地検帳上の地域概念(1)・(2)から排除された地区にあり、従って村称の前提は、同地域概念(3)この地域全体を包括する汎称としての入沢に求めるのが妥当である。この様な村を、近世村落史は、如何に位置付けるのであろうか。また、この村の行政的位置付け・村高等に関する対幕史料と藩内史料との間には、明らかに懸隔が存在する。この問題に対し、近世史料学は如何に答え得るのであろうか。かかる事例の一般性検討を含め、残された課題は多い。

小稿作成に当っては、日高村・佐川町学校組合教育委員会、日高村教育委員会、同村役場及び現地の方々にご多大の配慮をわずらわした。深謝の意を表する次第である。

(昭和52年9月30日受理)

(昭和53年1月13日分冊発行)